

リウマチ登録専門職制度の資格を得ると

- 日本リウマチ財団ホームページ
「日本リウマチ財団登録医・看護師・薬剤師・理学療法士・作業療法士の所属する医療施設」に施設名、氏名、職種等が掲載されます。 ※掲載同意者のみ



リウマチの専門医を探している患者さんや、医療従事者への情報発信として活用中！



- 定期発行しているリウマチ財団ニュースが配布(配信)されます。
- 日本リウマチ財団が主催、共催、認定する研修会の開催案内等の情報が得られます。
- リウマチ月間リウマチ講演会やリウマチの治療とケア教育研修会等の受講料が割引されます。
- 登録者名簿に登録し、登録証を交付します。
- リウマチ財団登録医には登録医証用パネルを贈呈し
リウマチケア看護師、リウマチ財団登録薬剤師、
リウマチ財団登録理学・作業療法士にはピンバッジを授与します。
- 継続的にリウマチ性疾患に対する医療・ケアの向上に大きく貢献した
看護師及び薬剤師、理学療法士、作業療法士を「日本リウマチ財団リウマチ専門職表彰制度」の候補者に推薦することが出来ます。



リウマチ性疾患とは関節リウマチのみならず、膠原病、脊椎関節炎、変形性関節症や骨粗鬆症等多数の骨関節疾患を含みます。詳細は日本リウマチ財団のホームページを参照ください。

 お気軽にお問い合わせください

公益財団法人日本リウマチ財団 事務局

〒105-0004 東京都港区新橋5-8-11 新橋エンタービル11階

TEL 03-6452-9030 FAX 03-6452-9031

E-mail : nursejrf@rheuma-net.or.jp

URL : <https://www.rheuma-net.or.jp/>



日本リウマチ財団 HP

公益財団法人日本リウマチ財団

リウマチ

登録専門職制度のご案内

令和5年7月
改定版

公益財団法人 日本リウマチ財団登録医

公益財団法人 日本リウマチ財団登録リウマチケア看護師

公益財団法人 日本リウマチ財団リウマチ登録薬剤師

公益財団法人 日本リウマチ財団登録理学療法士・作業療法士

日本リウマチ財団は昭和62年に発足しました。それ以来「リウマチ性疾患に苦しむすべての患者様が地域格差なくその医療を受けられること」を目指して、数々の施策に取り組んでまいりました。当財団がこの活動の中核として位置付けておりますのが「リウマチ登録専門職制度」です。これまでにリウマチ財団登録医2,613名、財団登録リウマチケア看護師1,511名、リウマチ財団登録薬剤師564名、リウマチ財団登録理学・作業療法士349名がこの制度に登録(令和5年7月現在)し、全国津々浦々でリウマチ性疾患の医療・啓蒙活動に携わってくれています。リウマチ治療には様々な医療職がチームを形成することが必要です。当財団は、今日では当たり前となっているこの多職種連携という考えにいち早く着目し、それを通して、地域格差のないリウマチ性疾患の「トータルケアサービス」を患者様に提供してまいりました。この全国で初めての試みはこれまでに多くの成果を挙げております。例えば、バイオ製剤は平成15年にInfliximabの登場をその一歩として、リウマチのみならず、膠原病、神経疾患、骨粗鬆症、変形性関節症などに対してその開発が進んでいます。このバイオ医療普及のためには、医師のみならず、多くの看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士が専門職として全国の医療機関で活躍することが必要となります。当財団の登録専門職制度はこの点において大きな貢献をしてきており、他の疾患領域からもモデルケースと評価されております。また、この制度は「トータルケア」の手本として、また安定した地域格差のない医療を患者様に提供する優れた多職種連携のモデルとして、国内外からも注目されております。リウマチ性疾患を巡るこの画期的なトータルケアシステムのメンバーとして、さらに多くのメディカルスタッフの方々に参加して頂くことを期待しております。

リウマチ専門職委員会 委員長 仲村 一郎

公益財団法人 日本リウマチ財団登録医

日本リウマチ財団登録医制度は、リウマチ科医はじめ関連診療科の医師に対して、リウマチ性疾患の診断、治療に関する幅広い知識や臨床的な最新情報を研修会や研修カリキュラムをもとに提供し、地域医療連携等及びリウマチケア看護師、リウマチ財団登録薬剤師、並びにリウマチ財団登録理学・作業療法士等と連携・協働して医療技術の進歩と医療水準の向上を図り、系統的治療により、国民の健康と福祉に貢献することを目的に、昭和61年度に発足しました。

リウマチ財団登録医になるには.....

申請期間 3月1日～5月31日(消印有効)

登録の有効期限 登録日(取得年6月1日)から5年毎の更新制

- 資格要件**
- 1 申請時に3年以上の臨床経験が有り、通算1年以上リウマチ性疾患の診療に関わった実績があること。
 - 2 直近5年間に於いて、10例のリウマチ性疾患診療患者名簿の提出ができること。
 - 3 上記リウマチ性疾患診療患者名簿の中から、5例のリウマチ性疾患診療記録の提出ができること。
 - 4 直近5年間に於いて、財団が主催又は認定した教育研修会へ出席し、教育研修単位20単位以上取得した証明書の提出ができること。
 - 5 日本リウマチ財団登録医、日本リウマチ学会専門医、日本整形外科学会認定リウマチ医のいずれか2名の推薦を受けていること。
 - 6 平成16年以降医師資格取得者は、初期臨床研修修了者であること。

▶ **特例申請**

日本リウマチ学会リウマチ指導医の先生は、①～⑥すべてが免除されます。

その他詳細については、事務局までお問い合わせください。

公益財団法人 日本リウマチ財団リウマチ登録薬剤師

〈日本リウマチ財団リウマチ専門職表彰制度の対象〉

リウマチ財団登録薬剤師制度は、リウマチ性疾患の薬物療法に精通した薬剤師を育成し、リウマチ財団登録医、リウマチケア看護師、並びにリウマチ財団登録理学・作業療法士等と連携・協働して医療技術の進歩と医療水準の向上を図り、系統的治療により、国民の健康と福祉に貢献することを目的に、平成26年度に発足しました。

リウマチ財団登録薬剤師になるには.....

申請期間 7月1日～9月30日(消印有効)

登録の有効期限 登録日(取得年10月1日)から5年毎の更新制

- 資格要件**
- 1 申請時に3年以上の薬剤師実務経験が有り、直近5年間に於いて、通算1年以上リウマチ性疾患の薬学的管理指導に従事した実績があること。
 - 2 直近5年間に於いて、10例のリウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿の提出ができること。(抗リウマチ薬の調剤3例以上含むこと)
 - 3 上記リウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿の中から、5例のリウマチ性疾患薬学的管理指導記録の提出ができること。(抗リウマチ薬の調剤3例以上含むこと)
 - 4 直近5年間に於いて、財団が主催又は認定した教育研修会へ出席し、教育研修単位20単位以上取得した証明書の提出ができること。
 - 5 原則、日本リウマチ財団登録医、日本リウマチ学会専門医、日本整形外科学会認定リウマチ医のいずれか1名の推薦を受けていること。

教員やその他詳細については、事務局までお問い合わせください。

公益財団法人 日本リウマチ財団登録リウマチケア看護師

〈日本リウマチ財団リウマチ専門職表彰制度の対象〉

リウマチケア看護師制度は、リウマチ性疾患のケアに関する優れた看護師を育成し、リウマチ財団登録医、リウマチ財団登録薬剤師、並びにリウマチ財団登録理学・作業療法士等と連携・協働して医療技術の進歩と医療水準の向上を図り、系統的治療・ケアにより、国民の健康と福祉に貢献することを目的に、平成22年度に発足しました。

リウマチケア看護師になるには.....

申請期間 8月1日～10月31日(消印有効)

登録の有効期限 登録日(取得年11月1日)から5年毎の更新制

- 資格要件**
- 1 申請時に3年以上の看護師実務経験が有り、直近5年間に於いて、通算1年以上リウマチケアに従事した実績があること。
 - 2 直近5年間に於いて、10例のリウマチ性疾患ケア指導患者名簿の提出ができること。(関節リウマチ3例以上含むこと)
 - 3 上記リウマチ性疾患ケア指導患者名簿の中から、5例のリウマチ性疾患ケア指導記録の提出ができること。(関節リウマチ3例以上含むこと)
 - 4 直近5年間に於いて、財団が主催又は認定した教育研修会へ出席し、教育研修単位20単位以上取得した証明書の提出ができること。
 - 5 原則、日本リウマチ財団登録医、日本リウマチ学会専門医、日本整形外科学会認定リウマチ医のいずれか1名の推薦を受けていること。

教員や保健所等の看護師、またその他詳細については、事務局までお問い合わせください。

公益財団法人 日本リウマチ財団登録理学療法士・作業療法士

〈日本リウマチ財団リウマチ専門職表彰制度の対象〉

リウマチ財団登録理学・作業療法士制度は、リウマチ性疾患のリハビリテーションに精通した理学療法士・作業療法士を育成し、リウマチ財団登録医、リウマチケア看護師、並びにリウマチ財団登録薬剤師等と連携・協働して医療技術の進歩と医療水準の向上を図り、系統的治療により、国民の健康と福祉に貢献することを目的に、令和元年度に発足しました。

リウマチ財団登録理学・作業療法士になるには.....

申請期間 2月1日～4月30日(消印有効)

登録の有効期限 登録日(取得年5月1日)から5年毎の更新制

- 資格要件**
- 1 申請時に3年以上の理学・作業療法士実務経験が有り、直近5年間に於いて、通算1年以上リウマチ性疾患のリハビリテーションに従事した実績があること。
 - 2 直近5年間に於いて、10例のリウマチ性疾患のリハビリテーション指導患者名簿の提出ができること。(関節リウマチ症例を含むことが望ましい)
 - 3 上記リウマチ性疾患のリハビリテーション指導患者名簿の中から、5例のリウマチ性疾患リハビリテーション指導記録の提出ができること。(関節リウマチ症例を含むことが望ましい)
 - 4 直近5年間に於いて、財団が主催又は認定した教育研修会へ出席し、教育研修単位20単位以上取得した証明書の提出ができること。
 - 5 原則、日本リウマチ財団登録医、日本リウマチ学会専門医、日本整形外科学会認定リウマチ医のいずれか1名の推薦を受けていること。

教員や保健所、介護保険施設等の理学療法士・作業療法士、またその他詳細については、事務局までお問い合わせください。